

消費生活センターにご相談ください

消費生活知識 126

道路交通法の基準に適合しない 電動アシスト自転車に注意！

● 走行中にペダルをこぐ力を搭載している電動モーターが補助(アシスト)する仕組みの電動アシスト自転車には、①～③を含め、道路交通法の定める基準があります。

① ペダルをこがないと走行しない構造であること

② 人の力「1」に対して、電動モーターによるアシスト力は最大「2」まで

③ アシスト力は10 km/hを超えたら徐々に減り、24 km/hで「0」になること

● 基準に適合しない電動アシスト自転車で道路を通行すると、運転者が罰則の対象となります。

● 消費者へのアドバイス

① 購入時はTSMマークやBAAマークを目安にしましょう。

② 購入時に「型式認定」を取得しているか調べましょう。型式認定を取得していない電動自転車は電動バイクと同じ扱いになります。

③ 「速度変更可能」や、「スロットル付きから電動アシスト自転車への仕様変更可能」をつたう商品に注意しましょう。

～お知らせ～

日常生活にかかわりの深いテーマを幅広く取り上げ、コンパクトにまとめた冊子「くらしの豆知識」2024年版を配布します。ご希望の方は、消費生活センター窓口にお立ち寄りください。デジタル化が進む最近の社会の動きから、消費生活に関する情報や災害に備えるための情報など、分かりやすく紹介しています。身近な知識の源としてぜひお役立てください。なお、数には限りがあります。

▼ 相談日時 月々金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～4時

▼ 相談場所 上三川町消費生活センター(役場1階 地域生活課内)

▼ 相談専用電話番号 05699153

まずは、お電話を。消費者ホットライン1188でもつながります。

上三川ごぼれ話 第16話 「得るものと失われるもの」

前話では、東北本線の開通について触れました。日本の近代化のためには鉄道の敷設は必要不可欠なことであり、それによって様々な分野が発展しました。その一方で失われてしまったものもあります。

石橋駅から線路沿いに南へ700mの地点には、かつて下石橋愛宕塚古墳と呼ばれる古墳がありました。明治18(1885)年、東北本線の建設工事により墳丘の中央部から東西に分断されてしまいました。戦後に撮影された航空写真を見ると線路によって分断された古墳がはっきりと映っています。

昭和47(1972)年の東北新幹線の建設工事により、この古墳は完全に消滅します。その際、詳細な発掘調査が行われ、全長約84m、周溝まで含めると約112mの帆立貝形の前方後円墳であることが判明しました。死者を埋葬する石室は、凝灰岩切石を組み合わせて作られていました。

このような特徴を持つ古墳は、古墳時代の後期、6世紀の終わり頃に上三川町から栃木市までの広い範囲で作られた「下野型古墳」と呼ばれています。

東北新幹線の工事により古墳はなくなってしまうましたが、石室に使われた石材は石橋愛宕神社の境内に移されて保存されています。

近代化の波により失われてしまったものは数多くありますが、残そうとしてくれた人々がいることで、現代の我々が目にすることができるものもあります。私たちがいま見ている景色を次の世代に残していけるよう心掛けたいものですね。



石橋愛宕神社境内にある石室の一部

▼ 問い合わせ先 生涯学習課 文化係(中央公民館内) 05693510